

事業年報

令和4年度



四国厚生支局

は じ め に

四国厚生支局は、社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして、香川本局と徳島、愛媛、高知をそれぞれ管轄する三つの地方事務所を設置し、医療、健康福祉、地域包括ケア、年金、麻薬取締など広範な行政サービスを展開しております。

本書は、令和4年度に当支局が実施した業務実績や関係資料を取りまとめたものです。四国厚生支局の業務への理解を深めていただくための一助になれば幸いです。なお、令和4年度の事業実施においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部で業務の見直しが行われております。

社会保障制度に関する令和4年度における主な変更事項としては、次のようなものがあげられます。まず、令和4年4月に、診療報酬が改定されました。次に、同じく令和4年4月から、年金の受給開始時期の選択肢の拡大、及び在職老齢年金制度の見直しが行われました。さらに、令和4年10月からは、短時間労働者への被用者保険（医療・年金）の適用について、現在、従業員数500人超となっている企業規模要件を100人超へと引き下げる等の変更が行われました。

そのような中、四国厚生支局は、今後とも国民の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、常に「国民目線」に立って、行政サービスの向上、業務の改善・効率化などに積極的に取り組んでまいります。

引き続き、厚生行政に対するご理解とご支援をお願いいたします。

令和5年8月

目 次

第 1 章 四国厚生支局の概要

1	基本理念・行動指針	3
2	組織	4
3	主な業務	5
4	沿革	9
5	所在地	11

第 2 章 業務の概要及び実績

1	総務課	14
2	企画調整課	15
3	年金管理課	19
4	年金審査課	30
5	健康福祉課	31
6	地域包括ケア推進課	38
7	保険年金課	47
8	管理課	49
9	医療課	51
10	調査課	53
11	指導監査課及び各県事務所	54
12	社会保険審査官室	60
13	麻薬取締部	61

第 3 章 資料編

1	各業務の実績推移	69
2	管内の主な関係法人・団体	92

第1章 四国厚生支局の概要

1 基本理念・行動指針

平成22年4月策定
平成25年4月改定

基本理念

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

I 国民目線に立った行政運営

国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。

II 公平公正な制度運営

常に高い倫理観と強い責任感を持ち、法令を遵守し、公平公正に制度を運営します。

III 広報広聴の推進

国民に対し分かりやすい情報提供を行うとともに、広く情報を収集・分析し、必要な業務の改善に繋げ、国民との信頼関係の構築を目指します。

IV 業務改善・効率化

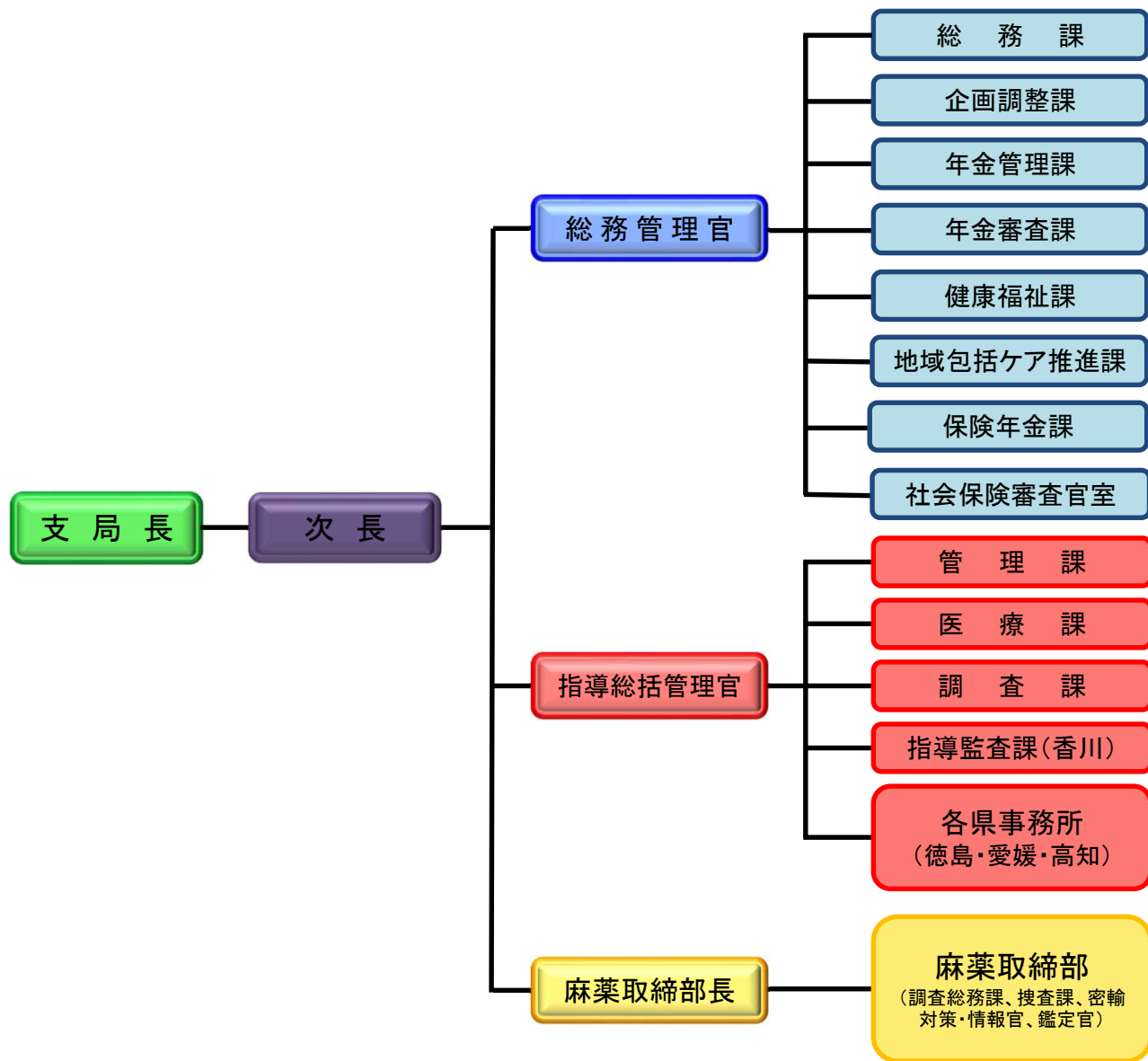
職員一人一人がたゆまぬ意識改革を行い、業務の改善と効率化に向けて取り組みます。

V 明るい職場づくりを通じた行政サービスの一層の向上

職員相互に尊重・協力し合う明るい職場づくりを進め、行政サービスの一層の向上を図ります。

2 組 織

令和5年4月1日現在



【各部門の整理】

※この章以降で各部門にまとめている整理は以下のとおりです。

- 年金・健康福祉部門……総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課、地域包括ケア推進課、保険年金課、社会保険審査官室
- 医療指導部門……管理課、医療課、調査課、指導監査課(香川)、各県事務所(徳島・愛媛・高知)
- 麻薬取締部門……麻薬取締部

3 主な業務

〔総務課〕

- 支局の総務、会計等
- 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
- 支局が保有する行政文書の情報公開等
- 支局所管の国有財産の管理

〔企画調整課〕

- 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
- 四国地方社会保険医療協議会の運営

〔年金管理課〕

- 日本年金機構が行う各種業務の認可等
 - ・ 収納職員及び徴収職員
 - ・ 滞納処分等
 - ・ 立入検査等
 - ・ 受給権者及び被保険者調査
- 厚生年金保険料等の納付猶予の許可
- 日本年金機構が行う保険料等の収納確認
- 国民年金事務費交付金等の審査
- 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査
- 日雇特例被保険者の適用等に関する交付金の審査及び指定
- 社会保険労務士会からの各種報告の受理
- 年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰
- 学生納付特例事務法人の指定及び監督
- 保険料納付確認団体の指定及び監督
- 地域年金展開事業に関すること

〔年金審査課〕

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事務並びにこれに関する調査事務
- 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

〔健康福祉課〕

- 福祉、保健衛生関係の補助金の執行
- 各種養成施設等の指定及び監督
- 民生委員等の委嘱事務
- 医療安全の普及・啓発
- 生活保護法の施行事務に関する監査
- 医療観察法に基づく対象者の移送業務
- 地域医療構想の達成に向けた取組の推進
- 災害時における医療の確保の支援
- 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定

〔地域包括ケア推進課〕

- 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画、立案、総合調整
- 地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及・啓発
- 介護保険法に基づく地域支援事業の把握、助言、支援
- 認知症施策推進大綱の普及・啓発及び各種事業の把握、助言
- 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金の執行等
- 介護保険事業（支援）計画に関する課題把握、助言、支援

〔保険年金課〕

- 健康保険組合の行う業務の認可、指導監督等
- 全国健康保険協会支部の行う業務の認可、立入検査等
- 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金に限る。）の認可、承認及び指導監督等

〔管理課〕

- 指導監査課や各県事務所等が行う業務の進捗管理等
- 国民健康保険の保険者に対する技術的助言、国民健康保険団体連合会が行う業務に対する指導監督
- 後期高齢者医療広域連合が行う業務や市長村が行う後期高齢者医療制度に関する事務に対する技術的助言
- 社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督

〔医療課〕

- 特定機能病院の立入検査（人員、構造設備、医療安全等）
- 指導監査課や各県事務所等が行う業務の指導監督
- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督

〔調査課〕

- 保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理
- 保険医療機関等の情報公開に関すること
- 医療指導部門の訴訟に係る事務の調整

〔指導監査課（香川県）〕

〔各県事務所（徳島県、愛媛県、高知県）〕

- 所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の療養に関する指導監督
- 所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請、届出に関する事務
- 所在県内の柔道整復師の施術療養費の受領委任に関する登録及び承諾等に関する事務
- 所在県内のはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費の受領委任の申出等に関する事務
- 所在県に設置される四国地方社会保険医療協議会の部会の運営

〔社会保険審査官室〕

- 厚生労働大臣が行った保険（年金）給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 日本年金機構理事長が行った厚生年金保険や健康保険の被保険者資格、標準報酬及び国民年金保険料の処分決定に対する審査請求の対応
- 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金等が行った処分決定に対する審査請求の対応

〔麻薬取締部〕

- 薬物犯罪の捜査及び鑑定
- 医療麻薬等の監督、指導
- 啓発活動・再乱用防止活動

4 沿 革

支局の発足

平成13年1月

中央省庁等改革基本法により、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されるとともに、併せて地方支分部局についても、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所をブロック単位で統合して、全国に8カ所の地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

〔本省から移管された事務〕

- ・ 医師等の国家試験に関する業務
- ・ 国保の保険者・国保連合会の監督
- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

〔旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務〕

- ・ 国立病院及び国立療養所に関する事務
- ・ 麻薬等の取締に関する事務

平成16年4月

旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が「独立行政法人国立病院機構」に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌17年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

平成20年10月

社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、組織を再編し、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

また、四国厚生支局の総合企画調整等を担当する企画調整課の新設のほか、保健福祉課から健康福祉課及び社会保険課から保険年金課への名称変更がされました。

平成22年1月

社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課、社会保険審査官の設置のほか、医療指導課から医療課へ名称変更がされました。

平成26年4月

保険医療機関等管理システムの運用や情報管理、保険医療機関等に関連する情報公開・訴訟事務等を担当する調査課が設置されました。

平成27年4月

総務省の年金記録確認第三者委員会が行っていた年金記録の訂正について、法改正により厚生労働省の業務となったことに伴い、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務等を担当する年金審査課が設置されました。

平成28年4月

今後の高齢化社会に向け、全国の市町村で地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の課題となっている中で、都道府県の市町村支援業務の円滑な実施に資することを目的に地域包括ケア推進課が設置され、現在の体制となりました。

令和5年4月

こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設され、設置法の施行に伴い、こども家庭庁から厚生労働省の地方支分部局である地方厚生(支)局に補助金等に係る予算執行関係事務が事務委任されました。

5 所在地

高松サポート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サポート3番33号
高松サポート合同庁舎4階
【交通機関】JR高松駅 徒歩3分

所属部署	電話番号
総務課・企画調整課	087-851-9565
管理課・調査課	087-851-9501
医療課	087-851-9502
指導監査課	087-851-9593
麻薬取締部 (薬物相談電話)	087-811-8910 (087-823-8800)

高松シンボルタワー

〒760-0019 香川県高松市サポート2番1号
高松シンボルタワー 9・10階
【交通機関】JR高松駅 徒歩3分

所属部署	電話番号	
健康福祉課	087-851-9566	9階
地域包括ケア推進課	087-851-9578	9階
保険年金課	087-851-9562	9階
年金管理課	087-851-9510	10階
年金審査課	087-851-9571	10階
社会保険審査官室	087-851-9564	10階

徳島事務所

〒770-0941
徳島県徳島市万代町3丁目5番地
徳島第2地方合同庁舎4階
【交通機関】JR牟岐線阿波富田駅 徒歩10分

電話番号

088-602-1386

愛媛事務所

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町188番地6
松山地方合同庁舎1階
【交通機関】JR松山駅 徒歩8分
伊予鉄道古町駅 徒歩8分、宮田町駅 徒歩3分

電話番号

089-986-3156

高知事務所

〒780-0850
高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局庁舎1階
【交通機関】JR高知駅 車で15分
電停グランド通り 徒歩5分

電話番号

088-826-3116

第2章 業務の概要及び実績

1 総務課

(1) 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

令和4年度における開示請求の件数は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	1
医療指導部門	28
麻薬取締部門	0
合計	29

(2) 採用関係

内容	実績
パンフレット	・新規採用案内パンフレットの作成
動画	・新規採用案内動画の作成（令和3年度から実施し、次回作成は、令和5年度予定。）

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、関係機関との連絡調整や支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、職員研修の企画、組織的な業務改善に向けた取組みなどを行っています。

②業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

【広報関係】

内容	実績
四国厚生支局ホームページ	- 各種情報の掲載 - 各課で実施した事業に係るフォトレポートの掲載
パンフレット	四国厚生支局業務紹介パンフレットの作成及び四国厚生支局ホームページへの掲載
YouTube「四国厚生支局公式チャンネル」	「令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業報告会」（地域包括ケア推進課）、「施設基準の届出について」（医療課）等について動画掲載
合同庁舎屋外電光掲示板	「学生納付特例制度」「年金予約相談」外19件の広報内容について電光掲示板へ表示

【職員研修】

開催月	研修名
令和4年 4月	新規採用者研修
令和4年 6月	政策研修 (地域包括ケア・地域医療構想・診療報酬改定)
令和4年 7月	行政対象暴力・クレーム対応研修
令和4年11月	政策研修(少子高齢化社会と公的年金制度) 防災研修
令和5年 1月	政策研修(麻薬取締業務)
令和5年 1～2月	健康セミナー
令和5年 2月	政策研修(社会保険審査官業務)
令和5年 3月	管理職員研修(障害に関する研修)
※広報活動チームでは、四国4県の保健・医療・福祉・年金等に関する指標から見える厚生行政の現状や課題について意見交換等を行い、職員の人材育成につながる取り組みを行いました。	

【業務改善の取り組み】

開催月	実施内容
令和4年9月 【令和4年度第1回業務改革 推進月間】	・ アンガーマネジメント研修（e-ラーニング）の受講 ・ 各課所におけるミーティングの実施 ・ 幹部職員のマネジメント改革の推進
令和5年2月 【令和4年度第2回業務改革 推進月間】	・ 各課所におけるミーティングの実施（取組の改善と定着） ・ 在庁時間の縮減（定時退庁の強力な推進） ・ テレワークの一層の推進

（２）四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に依りて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成されています。企画調整課においては「総会」の庶務を担当しており、四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。なお、部会の庶務は指導監査課及び各県事務所が担当しています。

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

- ・ 委員定数：20名
- ・ 委員構成：支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員 6名（公益を代表する委員）
- ・ 審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

〔部会〕

- ・ 委員定数：8名
- ・ 委員構成：支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員 2名（公益を代表する委員）
- ・ 審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

令和4年度における総会の開催状況は、次のとおりです。

開 催	審 議 内 容
令和4年10月 (書面にて左記審議を実施)	・会長選出にかかる選挙及び改選委員の各県部会所属について

③その他

審議会等における委員及び臨時委員の女性登用については、「審議会等委員等の任命事務について」（平成30年11月8日大臣官房人事課長通知）において、令和7年末までに委員に占める女性比率40%以上60%以下、臨時委員に占める女性比率40%以上60%以下とすることが求められています。

令和4年度においては、委員1名について新たに女性を任命し、令和4年度末における女性比率は、委員においては30%、臨時委員においては42%となっており、引き続き本取り組みを進めてまいります。

(3) 「国民の皆様の声」への対応

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課や各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに随時、厚生労働本省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については厚生労働省ホームページで公表しています。

②業務実績

令和4年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働本省への報告	件数
健康局	1
保険局	3
合 計	4

(4) 四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、上記2会議は「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に改組されました。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。四国厚生支局では、「根幹的な応急対応に関する項目」のうち、「救援・救護（DMATの広域派遣計画・広域医療搬送計画）」に関する対応すべき課題に対し、関係機関として参画し、四国南海トラフ地震への対策に向け取り組んでいます。

令和4年度においては、6月に香川県で会議が開催されました。

（5）防災に関する取組み

①業務概要

四国厚生支局における防災対応については、当支局が講ずべき防災業務等の措置及び実施手順を定めた「四国厚生支局業務継続計画及び防災業務の実施について」（以下、四国厚生支局業務継続計画実施要領という。）に基づき実施しています。四国厚生支局業務継続計画実施要領の実効性をより高め、防災に関する取組みを推進するため、令和4年度に「四国厚生支局防災チーム」を設置し、支局内一体となり防災対策にあたっています。

②業務実績

令和4年度においては、支局内全体として以下の取り組みを行っております。

- ・「四国厚生支局非常時行動計画」の策定・見直し
 - ・防災訓練の検討・実施
 - ・庁舎内の点検・耐震
 - ・災害発生時に備えた備蓄品の検証
 - ・防災チームの翌年度活動計画の策定
- ※「四国厚生支局非常時行動計画」・・・四国厚生支局業務継続計画実施要領の実効性を高めるため、より詳細に災害への備えや災害発生時の対応等について定めた規程

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

（１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

令和４年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	28
徴収職員	31

（２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和4年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	34,790
滞納処分等（緊急分）	6
滞納処分等（随時分）	6
計	34,802

③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和4年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突 合	2,068
	不突合	0
	計	2,068
差押等の 執行状況	完 納	220
	分 割 納 付	659
	処分続行中	1,189
	計	2,068

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

（３）機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和4年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	19,615
立入検査等（緊急分）	64
計	19,679

③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後1年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和4年度における確認結果（令和3年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分		報告件数
立入検査等認可件数		21,254
立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	5,025
	指摘無の事業所	9,162
	行方不明の事業所	0
	計	14,187
未実施の事業所		7,067
計		21,254

（４）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和4年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	12
受給権者等調査（緊急分）	0
計	12

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和4年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	12
受給権者等調査実施件数	11
受給権者等調査未実施件数	1
計	12

（５）厚生年金保険料等の納付猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

②業務実績

令和4年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	0
納付猶予（災害分）	0
計	0

（６）機構が行う保険料等の収納確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

(7) 国民年金等事務費交付金の審査

①業務概要

国民年金事業等の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金等の事務の一部を委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が国民年金等事務費交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が実施する法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、被保険者など国民サービスの向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により市町村が実施する国民年金被保険者の資格取得や資格喪失、種別変更等の届書の受理に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される、資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務等に関する事務

②業務実績

令和4年度における交付実績は、次のとおりです。

【法定受託事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	148,698	83,229	65,469
香川県 (市町村数17)	143,585	86,864	56,721
愛媛県 (市町村数20)	238,997	143,200	95,797
高知県 (市町村数34)	144,938	82,385	62,553
計 (市町村数95)	676,218	395,678	280,540

【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	19,742	7,843	11,899
香川県 (市町村数17)	35,333	12,759	22,574
愛媛県 (市町村数20)	52,349	22,901	29,448
高知県 (市町村数34)	15,602	6,913	8,689
計 (市町村数95)	123,026	50,416	72,610

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(8) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、受給者など国民サービスの向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により市町村が実施する年金生活者支援給付金の支給に関する、各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供等に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に受給者等に対するサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される、制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等に関する事務

②業務実績

令和4年度における交付実績は、次のとおりです。

【交付決定額】

(単位：千円)

県名	交付決定額	法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
徳島県 (市町村数24)	2,116	1,791	325	0
香川県 (市町村数15)	1,540	1,313	227	0
愛媛県 (市町村数19)	3,716	3,199	517	0
高知県 (市町村数29)	1,771	1,498	273	0
計 (市町村数87)	9,143	7,801	1,342	0

※「特別事情分」とはシステム改修に要した経費に対して交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(9) 日雇特例被保険者の適用等に関する交付金の審査及び指定

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内7事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

②業務実績

令和4年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	5	9	880
高知県	1	0	0	0
計	7	5	9	880

※香川県及び愛媛県には事務指定市町村はありません。

(10) 社会保険労務士に関する業務

○業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ・社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ・社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ・社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

- ・ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ・ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ・ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

令和5年3月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	120	15	16	26	177	9
香川県	199	22	47	19	287	12
愛媛県	246	38	54	32	370	26
高知県	119	12	45	19	195	8
計	684	87	162	96	1,029	55

（１１）年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

（参考）

- 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。
 - ・ 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
 - ・ 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
 - ・ 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
 - ・ 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
 - ・ 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②業務実績

令和5年3月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	585	53	1,524
	徳島南	687		
	阿波半田	199		
香川県	高松西	870	157	2,961
	高松東	990		
	善通寺	944		
愛媛県	松山西	750	130	2,843
	松山東	462		
	新居浜	628		
	今 治	451		
	宇和島	422		
高知県	高知東	424	35	1,355
	高知西	448		
	南 国	243		
	幡 多	205		
計		8,308	375	8,683

令和4年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
香川県	高松東	1	職域型
	高松西	1	職域型
愛媛県	松山東	1	職域型
高知県	幡 多	1	職域型
計		4	

(12) 学生納付特例事務法人の指定及び監督

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定

- ・学生納付特例事務法人への改善命令
- ・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

令和4年度は、「ねんきん月間」である10月に管内275校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。令和5年3月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	2	2	1
香川県	5	5	1
愛媛県	6	9	0
高知県	9	11	3
計	22	27	5

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

（１３）保険料納付確認団体の指定及び監督

○業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

（１４）機構との協力・連携

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- ・機構との事務打合せ会の実施
- ・地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加

- ・ 地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請）

4 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査

①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

②業務実績

令和4年度における訂正請求の受付・処理状況は、次のとおりです。

	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	7	(1) 30	37
処理件数	5	(1) 33	38
四国厚生支局で処理	5	(0) 8	13
訂正決定	1	(0) 6	7
不訂正決定	4	(0) 2	6
請求却下	0	(0) 0	0
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 21	21
訂正請求の取下げ等	0	(1) 4	4

※()内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。「訂正決定」の件数は請求内容の一部について訂正決定した事案を含む。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

5 健康福祉課

(1) 各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

令和5年3月末現在の各種養成施設等の指定（認定）状況は、次のとおりです。

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	5 (5)
栄養士養成施設	5 (5)
科目確認大学等（社会福祉士）	11 (10)
介護福祉士養成学校	4 (4)
福祉系高等学校等	4 (4)
あ・は・き養成施設	1 (1)
計	30 (29)

※管理栄養士の5養成施設は栄養士の資格も得られます。

※「あ・は・き養成施設」とはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略したもの。

②業務実績

令和4年度における指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

【指定等に関する事務】

養成施設等の種別	指定	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	1	2	5
栄養士養成施設	0	1	3	2	5
科目確認大学等（社会福祉士）	0	0	0	26	
介護福祉士養成学校	0	0	0	7	5
福祉系高等学校等	0	0	1	13	4
あ・は・き養成施設	0	0	0	2	1
計	0	1	5	52	20

※「指定」は、令和4年度中に指定手続きが終了した養成施設の数。

※「変更承認」は学則（修業年限、養成課程、定員、学級数）、校舎の用途、面積、配置図等の変更する場合で、

「変更届」は設置者、名称、住所、学則（変更承認以外）、専任教員に関する事項、実習施設等に関する事項について変更する場合に提出。「報告書」については年に1度の学生数等の報告である。

【指導監督に関する業務】

養成施設等の種別	対象 施設数	実施 施設数
管理栄養士養成施設	5	0
栄養士養成施設	5	1
介護福祉士養成学校	4	2
福祉系高等学校等	4	1
あ・は・き養成施設	1	0
計	19	4

(2) 補助金の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設の施設・設備費の交付決定などの執行业務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

【補助金等の交付】

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	47,163,718
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	3,682,245
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	5,364,304
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	345,325,883

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	23,329,780
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,160,459,870
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	4,494,194,903
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	34,862,942
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,266,900,125
婦人保護事業費負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	36,434,194
婦人相談所運営費負担金		454,378
婦人保護事業費補助金		22,205,007
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	24,785,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		75,475,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	553,502,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	229,018,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	269,909,000
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする	1,544,268,000

【財産処分の承認等】

区分	処理件数
財産処分承認申請	7
包括承認事項における財産処分報告の受理	27
計	34

(3) 医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年1月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得等を行う「医療安全セミナー」を開催しています。

②業務実績

令和4年度においては、グループワーク形式で実施する「ワークショップ」をオンライン形

式により開催しました。

テーマ「コロナ禍における予期せぬ死亡事例を考える」

開催方法 オンライン形式（Zoom）

実施年月日 令和4年11月18日（金）

対象者 四国4県に在住又は勤務する以下の者

（１） 医療機関において医療安全管理体制の中心的役割を担う者

① 医療機関管理者

② 医療安全管理者

（２） 四国4県、保健所設置市において、医療安全に関わっている者

（ただし、（１）の者を優先する。）

参加人数 40名（徳島県10名、香川県8名、愛媛県11名、高知県11名）

プログラム	担当講師等
講演 「医療安全の基本的知識」	講師：池本 哲也 徳島大学病院安全管理部 部長、特任教授
グループワーク 「コロナ禍における予期せぬ死亡事例を考える」 ※ワークショップの目的（ポイント） COVID19 を含む新規感染症蔓延下における 面会制限等が行われる中で起こった予期せぬ死 亡事例について、医療安全管理の観点から医療 機関及び医療安全管理者としての対応方法を考 える。 3グループ （1グループ13人～14人）	講師：中村 文香 徳島大学病院安全管理部 ゼネラルリスクマネージャー 補佐、特任助教 ファシリテーター：3名 溝口 徹也 薬剤師 （徳島大学病院） 大坂 朱美 看護師 （徳島大学病院） 藤本 理恵子 看護師 （徳島大学病院）
各グループの発表（各グループ10分）	
まとめ	講師：池本 哲也 徳島大学病院安全管理部 部長、特任教授

（４）民生委員及び児童委員の委嘱

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援

助を行い、さらに福祉事務所等関係行政機関に対する協力など社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選（直近の改選は令和4年12月1日に行われ、任期は令和7年11月30日まで）が行われています。

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

令和5年3月末現在の四国厚生支局管内の民生委員数は、次のとおりです。

県・市		民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,821	183
	香川県	1,171	144
	愛媛県	2,341	294
	高知県	1,520	131
中核市	高松市	772	85
	松山市	908	87
	高知市	628	53
計		9,161	977

②業務実績

令和4年度における民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	138
民生委員・児童委員の解嘱	123
主任児童委員の指名	9
厚生労働大臣表彰状の授与	387
厚生労働大臣特別表彰の授与	1
厚生労働大臣感謝状の授与	45

（5）医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度

①制度概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間（6ヵ月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方を厚生労働大臣が認定する制度です。

なお、認定を受けた医師は、地域支援病院の管理者になることができるほか、その医師が在籍する病院等において、医師少数区域等で勤務する医師の質の向上のための研修費用や書籍の購入など経済的支援を補助金により受けることができます。

②業務概要

認定を受けたい医師自らが、個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導、他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携、地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動の実績を届け出ていただき、四国厚生支局で申請書を審査し医師少数区域等における医療に関する経験を認定します。

③業務実績

令和4年度における認定状況は、次のとおりです。

内容	件数
医師少数区域等で勤務した医師の認定	24

6 地域包括ケア推進課

(1) 地域包括ケアシステムの構築支援に関する企画・立案、総合調整

①業務概要

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省では、2025 年（令和 7 年）を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置・運営や、県・市町村・学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

②業務実績

令和 4 年度における地域包括ケア推進本部会議、フォーラム等の開催状況及び視察の実績は、次のとおりです。

【地域包括ケア推進本部会議の開催状況】

開催	会議内容
第1回（10月17日）	・ 令和4年度の業務計画について ・ 令和4年度地域づくり加速化事業について ・ 老人保健健康増進等事業について ・ 認知症セミナー等について ・ 移動支援セミナーについて
第2回（3月16日）	・ 令和4年度の業務実績について ・ 令和5年度の業務について

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- ・ 設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。

- ・ 組織：本部長、副本部長、本部員、参与

四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、次長を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。

本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、管理課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、その他本部長が必要と認めた者。

参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体課室長。

【フォーラム等の開催状況】

ア. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和4年11月29日（木）13：30～

場 所：高松サポート合同庁舎 南館1階 南101大会議室

参 加 者：高松市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：43名

イ. 令和4年度移動支援セミナー

日 時：令和4年8月31日（水）13：00～

場 所：高知市青年センター

参 加 者：高知県内の市町村介護保険主管課担当者及び交通部局担当者並びに移動支援に関心のある団体担当者等

参加人数：51名

ウ. 令和4年度移動支援セミナー

日 時：令和4年11月8日（火）13：30～

場 所：愛媛県武道館

参 加 者：愛媛県内の市町村介護保険主管課担当者及び交通部局担当者並びに移動支援に関心のある団体担当者等

参加人数：41名

エ. 令和4年度認知症セミナー

日 時：令和4年7月29日（金）13：10～

場 所：オンライン開催（Zoom ウェビナー）

参 加 者：県及び市町村認知症施策担当職員、認知症疾患医療センター職員、若年性認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員、認知症の人と家族の会等

参加人数：761名

オ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和4年12月6日（火）14：00～

場 所：四国森林管理局庁舎 2階大会議室

参 加 者：高知市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：18名 ※高知事務所主催

カ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和4年12月15日（木）14：00～

場 所：徳島第2地方合同庁舎2階 共用第1会議室

参 加 者：徳島市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：15名 ※徳島事務所主催

キ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和5年1月13日（金）14：00～

場 所：松山地方合同庁舎 6階共用会議室

参 加 者：松山市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：21名 ※愛媛事務所主催

【地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察】

視察先	実施日
高知県幡多郡黒潮町	令和4年12月19日
高知県高岡郡佐川町	令和4年12月20日

（2）地域包括ケアシステムの普及・啓発

①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、厚生労働省老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、厚生労働省老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

②業務実績

認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議は、令和4年7月29日に開催しました。

（3）地域支援事業の助言・支援

①業務概要

管内市町村の地域支援事業の取り組み状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等に参加しています。

②業務実績

令和4年度における県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所（参加形態）	実施日
さぬきケアメンカフェ	さぬき男介護友の会	Web	R4.4.14
令和4年度地域づくり加速化事業説明会	日本能率協会総合研究所	Web	R4.5.19

令和4年度地域包括支援センター等新任職員研修	香川県	高松市	R4.6.6
令和4年度地域包括支援センター等新任職員研修	香川県	高松市	R4.6.21
「四国が日本をリードする」～日本総過疎時代の地域づくりとは～	四国総合通信局	Web	R4.6.24
第160回市町村職員を対象とするセミナー	厚生労働省	Web	R4.6.24
香川県・地域包括ケア個別会議におけるファシリテーション技術向上研修会	香川県	高松市	R4.6.28
令和4年度地域包括ケアシステム強化セミナー	中国四国厚生局	Web	R4.7.1
令和4年度高知県居住支援協議会 第1回定期総会	高知県居住支援協議会	Web	R4.7.4
地域ケア個別会議にかかる医療専門職を対象とする研修会	香川県	Web	R4.7.10
令和4年度地域づくり加速化事業 オリエンテーション	日本能率協会総合研究所	Web	R4.7.15
老健事業 健康無関心層に対する介護予防・健康づくりに関する調査研究事業 第1回検討委員会	みずほリサーチ＆テクノロジーズ	阿南市	R4.7.20
みどりの食料システム法に関する中国四国ブロック説明会	農林水産省	高松市	R4.8.2
アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム2022 オリエンテーション	藤田医科大学、医療経済研究機構	Web	R4.8.17
令和4年度地域づくり加速化事業第1回支援（観音寺市）	日本能率協会総合研究所	観音寺市	R4.8.18
令和4年度近畿ブロック地域包括ケア推進セミナー	近畿厚生局	Web	R4.8.26
第5回徳島県地域包括ケアシステム学会学術集会	徳島県地域包括ケアシステム学会	徳島市	R4.8.28
中国四国地方農福連携推進セミナー	中国四国農政局、中国四国厚生局	岡山市	R4.8.30
いきがい・助け合いサミット in 東京	公益財団法人 さわやか福祉財団	Web	R4.9.1～ R4.9.2

アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム 2022 第1回基礎自治体の役割価値と可能性	藤田医科大学、医療経済研究機構	Web	R4.9.20～ R4.9.21
老健事業 健康無関心層に対する介護予防・健康づくりに関する調査研究事業 第2回検討委員会	みずほリサーチ&テクノロジーズ	阿南市	R4.9.21
令和4年度厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」第1回全体会議	厚生労働省	Web	R4.9.28
アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム 2022 第2回高齢者の暮らしと地域課題	藤田医科大学、医療経済研究機構	Web	R4.10.18～ R4.10.19
保健事業と介護予防の一体的実施意見交換会	香川県広域連合	高松市	R4.11.22
令和4年度愛媛県介護予防従事者研修会	愛媛県	松山市	R4.11.28
アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム 2022 第3回仲間を作り、関係者を動かす	藤田医科大学、医療経済研究機構	Web	R4.11.28 R4.11.30
令和4年度厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」第1回居住支援に関する勉強会	厚生労働省	宇和島市	R4.12.8
農村RMO推進フォーラム	中国四国農政局、中国四国厚生局	Web	R4.12.13
香川県地域包括ケアシステム学会 第5回学術集会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R4.12.18
令和4年度地域づくり加速化事業第2回支援（観音寺市）	日本能率協会総合研究所	Web	R4.12.23
老健事業 健康無関心層に対する介護予防・健康づくりに関する調査研究事業 第3回検討委員会	みずほリサーチ&テクノロジーズ	阿南市	R5.1.6
令和4年度（中国・四国ブロック）刑務所出所者等に対する福祉支援に係る協議会	法務省、厚生労働省	Web	R5.1.13
令和4年地域づくり加速化事業ブロック別研修（四国厚生支局管内ブロック）	日本能率協会総合研究所	Web	R5.1.24

どんなまちになったらええのかな？ 地域づくりフォーラム2023	観音寺市地域包括支援センター	観音寺市	R5.1.31
アジャイル型地域包括ケア政策共創プログラム成果報告会	藤田医科大学、医療経済研究機構	Web	R5.2.13
徳島県地域包括ケアシステム学会市民講座	徳島県地域包括ケアシステム学会	徳島市	R5.2.18
老健事業 健康無関心層に対する介護予防・健康づくりに関する調査研究事業フォーラム	みずほリサーチ&テクノロジーズ	高松市	R5.3.1
令和4年度地域づくり加速化事業市町村支援に係る報告会	日本能率協会総合研究所	Web	R5.3.2
令和4年度厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」全体報告会	厚生労働省	Web	R5.3.14
老健事業 健康無関心層に対する介護予防・健康づくりに関する調査研究事業 第4回検討委員会	みずほリサーチ&テクノロジーズ	Web	R5.3.17
老健事業 中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業 事業報告会	株式会社富士通総研	Web	R5.3.22
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及び地域支援事業に関するセミナー	関東信越厚生局、野村総合研究所	Web	R5.3.24

(4) 認知症施策の普及・啓発、各種事業の助言・支援

①業務概要

認知症施策推進大綱等の認知症施策について、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

②業務実績

若年性認知症施策担当者等会議は令和5年2月14日に開催しました。
また、県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所（参加形態）	実施日
令和4年度認知症地域支援推進員研修（新任者）	認知症介護研究・研修東京センター	Web	R4.8.23～ R4.8.24
「地域を変える認知症カフェ」～認知症にやさしい街づくり～	高知県	Web	R4.8.26
認知症を語り合う会	香川県	香川県社会福祉総合センター（高松市）	R4.9.19
愛媛県認知症普及啓発フォーラム「認知症とともに生きる」	愛媛県	松山市総合福祉センター（松山市）	R4.10.1
令和4年度チームオレンジ研修	香川県	アイパル香川（高松市）	R4.10.4
令和4年度認知症地域支援推進員研修	認知症介護研究・研修東京センター	Web	R4.10.25～ R4.10.26
香川県セミナー「認知症とともに自分らしく歩もう」	香川県	香川県社会福祉総合センター（高松市）	R4.11.6
高知県チームオレンジ市町村向け研修	高知県	男女共同参画センターソーレ（高知市）	R5.2.17
令和4年度高知県若年性認知症フォーラム～高知家のみんなが住みやすい街づくり～	高知県	ちより街テラス（高知市）	R5.3.11
かがわ高齢者見守りネットワーク研修会	香川県	レクザムホール（高松市）	R5.3.17

◆認知症施策推進大綱の概要

認知症施策について、これまで「認知症施策推進総合戦略（オレンジプラン）」を推進してきましたが、今後、更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策をさらに協力に推進していくため、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

「認知症施策推進大綱」を推進していくためには以下の5つの柱に沿って施策を総合的に推進しています。

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

(5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行

①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金（介護分）は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備経費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度の所要額調査等を行っています。

②業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

【地域支援事業交付金】

業務内容	実施時期
令和3年度実績報告取りまとめ	8月
令和4年度交付申請書取りまとめ	8月
令和4年度変更交付申請書取りまとめ	2月

【地域医療介護総合確保基金(介護分)】

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング(介護分)	—

(6) 介護保険事業(支援)計画に関する助言・支援

①業務概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期（令和3～5年度）とする第8期介護保険事業（支援）計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第8期介護保険事業（支援）計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第8期介護保険事業（支援）計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

②業務実績

令和4年度における各県へのヒアリング実績は、次のとおりです。

県名	実施日
徳島県	2月1日
香川県	1月26日
愛媛県	2月1日
高知県	2月1日

7 保険年金課

(1) 健康保険組合に対する認可・指導監督

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

◆健康保険組合の状況（令和5年3月末現在）

- 健康保険組合数 23組合
- 被保険者数 約9.5万人

②業務実績

令和4年度は、6組合を対象に実地監査を行いました。

令和4年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約改正等の 認可	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
健康保険組合	5	29	181	56

(2) 全国健康保険協会支部に対する認可・質問検査

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

②業務実績

令和4年度は、全国健康保険協会支部の2支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

令和4年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	0

(3) 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に対する認可・指導監督

①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況（令和5年3月末現在）

- 確定給付企業年金（基金型を含む。）309規約
- 確定拠出年金（企業型年金）129規約

②業務実績

令和4年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、書面監査61件を行いました。

令和4年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	23	482	34	111
確定拠出年金	38	353		

8 管理課

（１）国民健康保険の保険者等に対する助言・指導監督

①制度概要

国民健康保険は、自営業者等他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない者を被保険者とし、疾病、負傷、出産又は死亡に関する給付を行う制度です。都道府県及び市町村（特別区を含む）が保険者となる市町村国保と、業種ごとに組織される国民健康保険組合から構成されています。また、国民健康保険団体連合会は、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合が共同で事務を行うため都道府県単位で設立された団体であり、診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和４年度における業務実績は、次のとおりです。

（単位：件）

県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

④主な助言内容

- ・保険料等の収納対策の強化に関すること。
- ・特定健診の受診率向上に関すること。
- ・医療費適正化対策に関すること。

（２）後期高齢者医療制度に係る助言・指導監督

①制度概要

後期高齢者医療は、従来の老人保健制度に代わって、平成２０年４月に創設された医療保険制度で、原則７５歳以上の者を被保険者としています。制度の運営は都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っており、国民健康保険団体連合会は診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療の保険者等に対し、後期高齢者医療事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

④主な助言内容

- ・保険料等の収納対策の強化に関すること。
- ・健康診査の受診率向上に関すること。

(3) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

①概要

社会保険診療報酬支払基金は、被用者保険に係る診療報酬の審査支払機関です。支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

②業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監督を実施しています。

③業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
監査	1 支部

9 医療課

(1) 特定機能病院に対する立入検査

①制度概要

特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、高度な医療の提供、高度な医療技術の開発及び高度な医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣から特定機能病院として承認を得た医療機関になります。四国管内において国の承認を得ている特定機能病院は、現在、各県の大学病院（4 機関）になります。

なお、質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院を臨床研究中核病院として国が承認を行っておりますが、現在、四国管内に承認された医療機関はございません。

②業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。主な検査項目は次のとおりです。

（立入検査の主な検査項目）

- ・医療の安全の確保について
- ・院内感染対策について
- ・医薬品に係る安全管理について
- ・医療機器に係る安全管理について
- ・平成28年改正省令事項
- ・平成30年改正省令事項
- ・令和3年改正省令事項
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院の要件事項

③業務実績

令和4年度における業務実績については、新型コロナウイルス感染急拡大により、1 機関については書面調査としました。

内容	件数
立入検査	4 件

(2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督

①制度概要

保険医療機関等若しくは保険医等に対する指導及び監査は、保険医療機関等における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（保険薬局若しくは保険薬剤師の場合は、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」）を理解していただき、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、各種法令に基づき実施しています。

また、指定訪問看護事業者、柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師についても同様に各種法令や通知に基づき実施しています。

②業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

令和5年3月末現在の四国厚生支局管内における指定・登録等状況は、次のとおりです。

区分		機関数（登録人数）	備考
保険医療機関等	病院	445機関	歯科併設66機関含む
	医科診療所	2,664機関	歯科併設28機関含む
	歯科診療所	1,976機関	
	薬局	1,903機関	
保険医等	医師	15,035人	
	歯科医師	3,605人	
	薬剤師	11,173人	
指定訪問看護事業者		548機関	
柔道整復施術所		1,285機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所		863機関	

③業務実績

令和4年度における特定共同指導・共同指導は、新型コロナウイルス感染症への保険医療機関等の対応体制等を考慮した結果、延期となったものが2件ありました。

内容	区分	機関数
共同指導	歯科	4機関
	薬局	2機関

10 調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

（１）保険医療機関等管理システムの運用、情報の管理及び分析

○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等について、保険医療機関等管理システムからデータを抽出し、四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

（２）保険医療機関等の情報公開

①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

②業務実績

令和４年度における開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部門	件数
医療指導部門	29

（３）医療指導部門の訴訟に関する調整

①業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

②業務実績

令和４年度には訴訟対応はありませんでした。

11 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内4県について、香川県は指導監査課が、徳島県・愛媛県・高知県は各県事務所が保険医療機関等の指導などの業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

①制度概要

ア 保険医療機関等に対する指導・監査

「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

イ 指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査に対する指導・監査

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

また、受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して指導を実施しています。

②業務概要

指導は次の形態により行っています。

ア 保険医療機関等に対する指導・監査

- ・ 集団指導＝保険医療機関等又は保険医等を対象に e ラーニング等で実施。
- ・ 集団的個別指導＝保険医療機関等を対象に講習会方式で実施。
- ・ 個別指導＝保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。
- ・ 新規個別指導＝新規指定の保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。

イ 指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査

- ・ 集団指導＝新規指定の指定訪問看護事業者、受領委任の取扱い等を承諾した柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師等を対象に講習会方式で実施。

- ・個別指導＝指導対象となる指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師。
あん摩マッサージ指圧師に対して個別面談方式で実施。

なお、診療内容や診療報酬・療養費の請求に不正又は著しい不当があったこと等により、監査を実施する場合がありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消等及び柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の行政上の措置を行います。

③業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指導状況】

(単位：件)

		新規 個別指導	集団指導	集団的 個別指導	個別指導
徳島	医科・病院	0	8	9	0
	医科・診療所	7	175	28	0
	歯科	7	111	31	2
	薬局	10	77	28	1
香川	医科・病院	0	14	6	0
	医科・診療所	12	178	42	1
	歯科	8	112	37	0
	薬局	11	103	41	2
愛媛	医科・病院	0	37	9	1
	医科・診療所	15	244	66	2
	歯科	6	175	54	9
	薬局	31	119	49	0
高知	医科・病院	0	4	10	3
	医科・診療所	4	132	29	4
	歯科	4	97	29	2
	薬局	19	71	27	1
計	医科・病院	0	63	34	4
	医科・診療所	38	729	165	7
	歯科	25	495	151	13
	薬局	71	370	145	4

【指定訪問看護事業者の指導状況】（単位：件）

	集団指導	個別指導
徳島	6	0
香川	16	1
愛媛	12	0
高知	9	0
計	43	1

【柔道整復師の指導状況】（単位：件）

	集団指導	個別指導
徳島	9	0
香川	10	0
愛媛	21	0
高知	4	0
計	44	0

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況】

（単位：件）

	集団指導	個別指導
徳島	8	0
香川	14	0
愛媛	16	0
高知	2	0
計	40	0

（２）保険医療機関等の施設基準の調査

①制度概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」（従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準）を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

②業務概要

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

③業務実績

令和４年度における適時調査の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島	50	0	0	0
香川	39	0	0	0
愛媛	50	0	0	0
高知	42	1	0	0
計	181	1	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①制度概要

医療機関又は薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関又は保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師、保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。この指定訪問看護事業は、従事者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものであるとして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

被保険者等が柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「柔道整復師等」という。）から施術を受けた場合、その費用は、原則として被保険者等が一旦柔道整復師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付の仕組みとなっています。しかし、被保険者の負担を軽減するため、柔道整復師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師等が保険者に請求する仕組み（受領委任払い）を採っています。

②業務概要

ア 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

イ 保険医療機関等において健康保険等の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

ウ 柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾等を行います。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出等の受付及び承諾等を行います。

③業務実績

令和4年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指定状況】

（単位：件）

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	4年度 末現在	指定	廃止等	4年度 末現在	指定	廃止等	4年度 末現在
徳島	192	211	684	117	126	438	85	87	381
香川	207	213	774	118	118	499	119	117	523
愛媛	295	312	1119	184	196	681	115	109	614
高知	141	151	532	98	103	358	74	74	385
計	835	887	3109	517	543	1976	393	387	1903

※「指定」は新規・更新の、廃止等欄は廃止・辞退・取消の合計件数。「歯科」は病院併設機関を含んだ合計件数。

【指定訪問看護事業者の指定状況】 (単位：件)

	指定	廃止	辞退	4年度末 現在
徳島	14	3	0	111
香川	13	4	0	137
愛媛	20	5	0	206
高知	11	4	0	94
計	58	16	0	548

【保険医等の登録状況】 (単位：件)

		新規登録	抹消等	異動		4年度末現在
				転入	転出	
徳島	医 師	45	6	39	47	3365
	歯 科 医 師	24	6	12	14	1017
	薬 剤 師	30	0	25	15	2526
香川	医 師	55	13	99	110	3632
	歯 科 医 師	1	10	16	13	882
	薬 剤 師	43	1	58	43	2972
愛媛	医 師	77	5	113	109	5071
	歯 科 医 師	4	5	13	12	1094
	薬 剤 師	68	0	44	53	3299
高知	医 師	59	2	77	94	2967
	歯 科 医 師	3	2	5	4	612
	薬 剤 師	54	3	48	33	2376
計	医 師	236	26	328	360	15035
	歯 科 医 師	32	23	46	43	3605
	薬 剤 師	195	4	175	144	11173

※「抹消等」欄は抹消、死亡、取消の合計件数。

【柔道整復師(施術所)の申出状況】 (単位：件)

	届出・申出	廃止	4年度末現在
徳島	14	14	309
香川	25	32	393
愛媛	21	16	381
高知	8	12	202
計	68	74	1285

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（施術所）の申出状況】

（単位：件）

	届出・申出	廃止	4年度末現在
徳島	10	6	143
香川	12	12	263
愛媛	31	21	340
高知	4	2	117
計	57	41	863

（４）四国地方社会保険医療協議会部会の運営

①制度概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、四国地方社会保険医療協議会部会の部会で審議を行っています。

②業務概要

四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

③業務実績

令和４年度における四国地方社会保険医療協議会部会は、各県において月１回（年１２回）開催されました。

12 社会保険審査官室

○ 社会保険各法による保険者が決定した不服申立への対応

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）の規定により地方厚生（支）局に設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に基づく保険（年金）給付や被保険者資格、標準報酬、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は社会保険審査会へ審査請求を行う。）について、保険者（厚生労働大臣、日本年金機構理事長、全国健康保険協会各支部長等）が行った処分決定に対する不服申立てである審査請求の業務を行っています。

②業務実績

令和4年度における審査請求の取扱状況は、次のとおりです。

（単位：件）

制度	受付状況			処理状況						翌年度繰越し
	前年度繰越し	受付	計	取下げ	移送	決定状況			計	
						却下	容認	棄却		
健康保険	0	8	8	1	1	0	0	6	8	0
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	8	45	53	3	1	7	3	23	37	16
国民年金	5	35	40	3	1	1	0	24	29	11
合計	13	88	101	7	3	8	3	53	74	27

（注1）「取下げ」とは、審査請求後に保険者が処分を変更した等の理由により訴えの利益がなくなり、審査請求人が審査請求を取下げたものです。

（注2）「移送」とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送したものです。

（注3）「却下」とは、法定請求期間を経過してからの審査請求や保険者の処分決定が行われていないなど、所要の要件を満たしていないため、審査請求の内容を審理するに至らないと判断したものです。

（注4）「容認」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認め、原処分を取り消すと判断したものです。

（注5）「棄却」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認めず、原処分は適正と判断したものです。

13 麻薬取締部

(1) 不正薬物の取締り

①業務概要

ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

〔薬物関連五法〕

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD、向精神薬等
- 大麻取締法：大麻、大麻樹脂・大麻オイル等の大麻濃縮物
- あへん法：あへん、けし、けしがら
- 覚醒剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
- 麻薬特例法：業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリングの処罰、薬物犯罪収益の没収等

〔その他〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物等
- 刑法：第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査を行っています。

②業務実績（令和4年1～12月）

ア 不正薬物の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	1件	1名
大麻取締法違反	15件	11名
覚醒剤取締法違反	6件	5名
麻薬特例法違反	1件	1名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	1件	1名
計	24件	19名

(押収物)	
覚醒剤	1,264.719 g
乾燥大麻	6,057.591 g
大麻濃縮物	66.66 g
大麻草	110 株
マジックマッシュルーム	2.827g
指定薬物	20.8g
向精神薬	62 錠

イ 各取締機関との連携

令和4年度は、愛媛県松山市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、書面開催で実施しました。

従来であれば、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部等の機関が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図っています。

ウ 捜査実績

令和4年7月、メキシコ来覚醒剤約1.2Kgの密輸入事件につき、当部は愛媛県警察及び神戸税関松山税関支署と共に愛媛県内でコントロール・ド・デリバリー捜査を行い、結果、麻薬特例法違反で日本人女性1名を検挙しました。

また昨今全国的に急増している大麻事犯については、当部単独での捜査、或いは当部と四国管内各県警察との合同捜査により、令和4年中に計11名を検挙、乾燥大麻約6キロ、大麻草計110株等を押収しています。

(2) 薬物鑑定

①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- 押収した薬物の鑑定
- 薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定
- 注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

②業務実績（令和4年1月～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、243件（検体数：2271検体）です。

(3) 医療用麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。※令和4年は新型コロナウイルス蔓延防止のため、違反があった業務所のみ対象として実施。

②業務実績（令和4年1～12月）

ア 許認可件数

	件 数
麻薬関係	28 件
向精神薬関係	2 件
麻薬向精神薬原料関係	3 件
覚醒剤・大麻関係	6 件
けし関係	1 件
計	40 件

イ 立入検査

○麻薬関係	件 数
麻薬輸入業者	0 件
麻薬輸出業者	0 件
麻薬製剤業者	1 件
家庭麻薬製造業者	0 件
麻薬元卸売業者	0 件

○麻薬関係	件 数
麻薬卸売業者	0 件
麻薬小売業者	0 件
病院・一般診療所	0 件
飼育動物診療施設	0 件
麻薬研究者	0 件
計	1 件

○向精神薬関係	件 数
向精神薬輸入業者	0 件
向精神薬製造製剤業者	0 件
免許みなし卸売販売業者	0 件
免許みなし薬局	0 件
病院・一般診療所・歯科	0 件
飼育動物診療施設	0 件
計	0 件

○覚醒剤関係	件 数
覚醒剤研究者	0 件
覚醒剤原料取扱者	0 件
薬局	0 件
病院・診療所	0 件
飼育動物診療施設	0 件
計	0 件

(4) 薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087-823-8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じえています。薬物乱用者やその家族等が希望した場合は、再乱用防止対策プログラムも実施しています。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

令和4年度は、岡山県で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため書面開催となりました。また併せて開催している「中国四国地区再乱用防止対策講習会」については、開催を中止いたしました。

これらの会議は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催しています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣（令和4年4～令和5年3月）

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

業務実績（令和4年4～令和5年3月）

○講演実施状況	件 数	対象人員
小学校・中学校・高等学校・大学等	12 件	2756 名
教育委員会等（教育関係）	4 件	189 名
保健所等	0 件	0 名
その他公的機関等	4 件	141 名
計	20 件	3086 名

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用対策として、政府の薬物乱用対策推進会議により「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月）」が策定されました。その背景のもと、国内の薬物乱用防止活動を推進すべく、官民一体となり国民一人一人の薬物乱用問題に関する知識を高めるため、及び、国連総会決議による「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る目的で、毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。

（令和4年度運動期間：6月20日～7月19日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないように、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（令和4年度運動期間：5月1日～6月30日）

④麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を行っています。

令和4年度は、島根県において「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動島根大会」を参集形式及びオンライン形式により開催しました。

この大会は、中国四国厚生局管内と四国厚生局管内で毎年交互に実施しています。

（令和4年度運動期間：10月1日～11月30日）

第3章 資料編

1 各業務の実績推移

【総務課】	○行政文書の開示請求状況
【企画調整課】	○四国地方社会保険医療協議会（総会）の開催状況 ○「国民の皆様の声」の状況
【年金管理課】	○日本年金機構の収納職員及び徴収職員の認可状況 ○日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認状況 ○日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認状況 ○日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可 及び確認状況 ○国民年金等事務取扱交付金の交付状況 ○年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付状況 ○日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付状況等 ○社会保険労務士会員数 ○年金委員数
【年金審査課】	○訂正請求の受付・処理状況
【健康福祉課】	○各種養成施設等の指定（認定）状況 ○財産処分の処理状況 ○民生委員数の状況 ○医療観察法の移送状況 ○医師少数区域等で勤務した医師の認定状況 ○補助金等の交付決定状況
【地域包括ケア推進課】	○地域包括ケア推進本部会議の開催状況 ○認知症ブロック会議・認知症セミナーの開催状況 ○セミナー等への参加状況（認知症関係以外） ○セミナー等への参加状況（認知症関係）
【保険年金課】	○健康保険組合の認可等状況 ○全国健康保険協会の認可等状況 ○確定給付企業年金、確定拠出年金の承認等状況
【管理課】	○国民健康保険の保険者等の指導監査状況 ○後期高齢者医療保険の保険者等の指導監査状況 ○社会保険診療報酬支払基金支部の指導状況
【医療課】	○特定機能病院の立入検査状況 ○保険医療機関等に係る特定共同指導等の実施状況
【調査課】	○行政文書の開示請求状況（医療指導部門） ○医療指導部門における訴訟対応状況
【指導監査課・ 各県事務所】	○保険医療機関等の指導状況 ○指定訪問看護事業者の指導状況 ○柔道整復師の指導状況 ○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況 ○施設基準等の調査状況 ○保険医療機関等の指定及び保険医等の登録状況
【社会保険審査官室】	○審査請求の受付・処理状況

【麻薬取締部】

- 不正薬物の取締状況
- 許認可件数状況
- 立入検査状況
- 薬物乱用防止教室等講演状況

【総務課】

○行政文書の開示請求状況

(単位:件)

年度	年金・健康福祉部門	医療指導部門	麻薬取締部門	計
2年度	2	56	0	58
3年度	2	26	0	28
4年度	1	28	0	29

【企画調整課】

○四国地方社会保険医療協議会(総会)の開催状況

年度	開催状況	備 考
2年度	1回	第1回 令和2年10月開催
3年度	—	(令和3年10月 書面開催)
4年度	—	(令和4年10月 書面開催)

○「国民の皆様の声」の状況

(単位:件)

年度	年金・健康福祉部門	医療指導部門	麻薬取締部門	計
2年度	0	1	0	1
3年度	0	2	0	2
4年度	0	4	0	4

【年金管理課】

○日本年金機構の収納職員及び徴収職員の認可状況

(単位:人)

年度	収納職員	徴収職員
2年度	31	27
3年度	24	28
4年度	28	31

○日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認状況

(単位:件)

年度	認可件数	確認結果
2年度	24,623	1,413
3年度	40,301	1,268
4年度	34,802	2,068

○日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認状況

(単位:件)

年度	認可件数	結果報告の状況		
		認可件数	実施件数	未実施件数
2年度	22,948	24,025	14,014	10,011
3年度	21,252	22,950	13,290	9,660
4年度	19,679	21,254	14,187	7,067

※結果報告の状況は、前年度中の認可に関する実施結果の件数である。

○日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認状況

(単位:件)

年度	認可件数	実施件数
2年度	1	1
3年度	4	4
4年度	12	11

○国民年金等事務取扱交付金の交付状況

■法定受託事務に係る交付金

	2年度		3年度		4年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	24	150,873	24	150,584	24	148,698
香川県	17	145,956	17	149,988	17	143,585
愛媛県	20	249,952	20	246,336	20	238,997
高知県	34	141,381	34	149,154	34	144,938
計	95	688,162	95	696,062	95	676,218

■協力・連携事務に係る交付金

	2年度		3年度		4年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	24	26,094	24	20,911	24	19,742
香川県	17	39,667	17	37,027	17	35,333
愛媛県	20	60,483	20	53,449	20	52,349
高知県	34	27,354	34	18,019	34	15,602
計	95	153,598	95	129,406	95	123,026

○年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付状況

■法定受託事務に係る交付金

	2年度		3年度		4年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	23	2,711	23	1,812	24	1,791
香川県	15	1,368	15	1,372	15	1,313
愛媛県	19	3,269	19	3,072	19	3,199
高知県	29	2,568	27	1,831	29	1,498
計	86	9,916	84	8,087	87	7,801

■協力・連携事務に係る交付金

	2年度		3年度		4年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	24	445	24	334	24	325
香川県	15	260	15	233	15	227
愛媛県	19	785	19	673	19	517
高知県	28	302	23	203	29	273
計	86	1,792	81	1,443	87	1,342

■特別事情分に係る交付金

	2年度		3年度		4年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	3	957	2	258	0	0
香川県	7	878	2	671	0	0
愛媛県	13	2,508	9	1,108	0	0
高知県	6	1,577	2	754	0	0
計	29	5,920	15	2,791	0	0

○日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付状況等

■事務指定市町村数 (単位:市町村)

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	計
2年度	6	0	0	3	9
3年度	6	0	0	1	7
4年度	6	0	0	1	7

■交付金の状況

	2年度			3年度			4年度		
	市町村数	手帳交付等件数	交付額(円)	市町村数	手帳交付等件数	交付額(円)	市町村数	手帳交付等件数	交付額(円)
徳島県	5	9	778	5	9	778	5	9	880
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	2	11	955	0	0	0	0	0	0
計	7	20	1,733	5	9	778	5	9	880

○社会保険労務士会員数

(単位:人)

	2年度		3年度		4年度	
	会員数	法人数	会員数	法人数	会員数	法人数
徳島県	186	7	182	9	177	9
香川県	290	9	289	11	287	12
愛媛県	362	22	358	23	370	26
高知県	187	5	196	6	195	8
計	1,025	43	1,025	49	1,029	55

○年金委員数

(単位:人)

	2年度			3年度			4年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
徳島県	1,128	22	1,150	1,259	40	1,299	1,471	53	1,524
香川県	2,449	78	2,527	2,664	149	2,813	2,804	157	2,961
愛媛県	2,499	83	2,582	2,597	111	2,708	2,713	130	2,843
高知県	1,218	16	1,234	1,278	29	1,307	1,320	35	1,355
計	7,294	199	7,493	7,798	329	8,127	8,308	375	8,683

【年金審査課】

○訂正請求の受付・処理状況

	2年度			3年度			4年度		
	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	7	(1) 55	62	13	(0) 41	54	7	(1) 30	37
処理件数	6	(1) 53	59	15	(0) 38	53	5	(1) 33	38
四国厚生支局で処理	6	(1) 10	16	15	(0) 9	24	5	(0) 8	13
訂正決定	1	(0) 3	4	2	(0) 3	5	1	(0) 6	7
不訂正決定	5	(1) 7	12	13	(0) 6	19	4	(0) 2	6
請求却下	0	(0) 0	0	0	(0) 0	0	0	(0) 0	0
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 39	39	0	(0) 25	25	0	(0) 21	21
訂正請求の取下げ等	0	(0) 4	4	0	(0) 4	4	0	(1) 4	4

・()内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。

・訂正決定の件数は、請求内容の一部について訂正決定した事案を含みます。

【健康福祉課】

○各種養成施設等の指定(認定)状況

(単位:数)

	2年度	3年度	4年度
管理栄養士養成施設	0	0	0
栄養士養成施設	0	0	0
科目確認大学等(社会福祉士)	0	0	0
介護福祉士養成学校	0	0	0
福祉系高等学校等	0	0	0
あ・は・き 養成施設	0	0	0

○財産処分の処理状況

(単位:件)

年度	承認	包括承認事項	計
2年度	23	23	46
3年度	12	32	44
4年度	7	27	34

○民生委員数の状況

(単位:人数)

年度	民生委員数	主任児童委員数
2年度	9,211	980
3年度	9,211	981
4年度	9,161	977

○医師少数区域等で勤務した医師の認定状況

(単位:件)

年度	件数
2年度	13
3年度	76
4年度	24

○補助金等の交付決定状況

(単位:円)

補助金等名称	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額
結核医療費負担金	11	49,810,902	13	60,892,985	12	47,163,718
結核医療費補助金	11	4,121,133	10	4,575,180	10	3,682,245
原爆被爆者健康診断費交付金	8	9,197,728	4	7,287,570	4	5,364,304
原爆被爆者手当交付金	8	429,142,362	4	386,908,526	4	345,325,883
原爆被爆者葬祭料交付金	7	22,174,988	5	22,065,592	5	23,329,780
児童扶養手当給付費負担金	84	5,598,152,383	102	5,422,612,743	99	5,160,459,870
児童入所施設措置費等負担金	79	4,370,499,428	75	4,534,858,031	79	4,494,194,903
特別児童扶養手当事務取扱交付金	184	33,437,599	148	35,177,871	164	34,862,942
特別障害者手当等給付費負担金	84	1,219,760,898	88	1,732,673,504	119	1,266,900,125
婦人保護事業費負担金	8	34,489,536	7	34,916,424	9	36,434,194
婦人相談所運営費負担金	8	898,520	6	475,940	6	454,378
婦人保護事業費補助金	6	24,552,584	4	22,046,034	5	22,205,007
保健衛生施設等施設整備費補助金	5	29,226,000	4	29,874,000	2	24,785,000
保健衛生施設等設備整備費補助金	17	46,561,000	24	46,455,000	22	75,475,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	30	1,430,217,000	16	594,922,000	8	553,502,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	5	296,154,000	0	0	0	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	47	317,594,000	57	394,609,000	29	229,018,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	0	0	0	0	0	0
次世代育成支援対策施設整備交付金	10	271,771,000	13	203,322,000	11	269,909,000
保育所等整備交付金	21	1,519,471,000	20	1,273,285,000	29	1,544,268,000
計	633	15,707,232,061	600	14,806,957,400	617	14,137,334,349

【地域包括ケア推進課】

○地域包括ケア推進本部会議の開催状況

年度	開催状況	備考
2年度	2回	第1回 令和2年8月開催
		第2回 令和3年3月開催
3年度	2回	第1回 令和3年11月開催
		第2回 令和4年3月開催
4年度	2回	第1回 令和4年10月開催
		第2回 令和5年3月開催

○認知症ブロック会議・認知症セミナーの開催状況

年度	開催場所	備考
2年度	高松市	令和2年11月開催
3年度	広島市(Web)	令和3年11月開催
4年度	高松市(Web)	令和4年7月開催

○セミナー等への参加状況(認知症関係以外)

(単位:回)

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	その他	合計
2年度	1	12	1	0	19	33
3年度	1	1	4	0	37	43
4年度	2	6	1	1	32	42

○セミナー等への参加状況(認知症関係)

(単位:回)

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	その他	合計
2年度	0	1	2	1	6	10
3年度	1	0	2	0	10	13
4年度	0	4	1	3	2	10

【保険年金課】

○健康保険組合の認可等状況

(単位:件)

年度	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
2年度	8	86	308	86
3年度	18	86	245	100
4年度	5	29	181	56

○全国健康保険協会の認可等状況

(単位:件)

年度	立入検査等の認可
2年度	0
3年度	0
4年度	0

○確定給付企業年金、確定拠出年金の承認等状況

■確定給付企業年金

(単位:件)

年度	規約改正等の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
2年度	20	422	28	63
3年度	36	371	30	353
4年度	23	482	34	111

■確定拠出年金

(単位:件)

年度	規約改正等の承認	届出等の受理
2年度	27	292
3年度	47	296
4年度	38	353

【管理課】

○国民健康保険の保険者等の指導監査状況

(単位:件)

年度	県	市町村	国保組合	国保連合会	計
2年度	4	4	0	2	10
3年度	4	4	0	2	10
4年度	4	4	0	2	10

○後期高齢者医療保険の保険者等の指導監査状況

(単位:件)

年度	県	市町村	広域連合	国保連合会	計
2年度	4	4	4	2	14
3年度	4	4	4	2	14
4年度	4	4	4	2	14

○社会保険診療報酬支払基金支部の指導状況

(単位:件)

年度	件数
2年度	1
3年度	2
4年度	1

【医療課】

○特定機能病院の立入検査状況

(単位:件)

年度	立入検査
2年度	4
3年度	4
4年度	4

○保険医療機関等に係る特定共同指導等の実施状況

(単位:件)

年度	特定共同指導	共同指導
2年度	0	0
3年度	0	0
4年度	0	6

【調査課】

○行政文書の開示請求状況(医療指導部門)

(単位:件)

年度	処理件数
2年度	56
3年度	26
4年度	28

○医療指導部門における訴訟対応状況

(単位:件)

年度	処理件数
2年度	0
3年度	0
4年度	0

【指導監査課・各県事務所（徳島、愛媛、高知）】

○保険医療機関等の指導状況

■医科・病院 (単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
2年度	徳島	0	3	0	0
	香川	0	2	0	0
	愛媛	0	3	0	0
	高知	0	2	0	0
	計	0	10	0	0
3年度	徳島	0	117	9	0
	香川	0	94	7	0
	愛媛	0	141	10	1
	高知	0	129	10	4
	計	0	481	36	5
4年度	徳島	0	8	9	0
	香川	0	14	6	0
	愛媛	0	37	9	1
	高知	0	4	10	3
	計	0	63	34	4

■医科・診療所 (単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
2年度	徳島	10	36	0	16
	香川	11	69	0	14
	愛媛	11	63	0	11
	高知	5	33	0	14
	計	37	201	0	55
3年度	徳島	6	656	42	3
	香川	10	774	52	3
	愛媛	14	1,119	71	1
	高知	5	457	25	3
	計	35	3,006	190	10
4年度	徳島	7	175	28	0
	香川	12	178	42	1
	愛媛	15	244	66	2
	高知	4	132	29	4
	計	38	729	165	7

■ 歯科

(単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導
2年度	徳島	12	26	0	2
	香川	9	46	0	1
	愛媛	8	47	0	3
	高知	2	10	0	3
	計	31	129	0	9
3年度	徳島	6	494	36	1
	香川	10	554	39	2
	愛媛	12	763	56	4
	高知	1	395	29	2
	計	29	2,206	160	9
4年度	徳島	7	111	31	2
	香川	8	112	37	0
	愛媛	6	175	54	9
	高知	4	97	29	2
	計	25	495	151	13

■ 薬局

(単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導
2年度	徳島	13	42	0	16
	香川	14	69	0	21
	愛媛	7	54	0	22
	高知	10	42	0	15
	計	44	207	0	74
3年度	徳島	8	432	30	1
	香川	10	566	41	5
	愛媛	21	689	46	0
	高知	13	452	29	2
	計	52	2,139	146	8
4年度	徳島	10	77	28	1
	香川	11	103	41	2
	愛媛	31	119	49	0
	高知	19	71	27	1
	計	71	370	145	4

○指定訪問看護事業者の指導状況

(単位:件)

年度	県別	集団指導	個別指導
2年度	徳島	7	0
	香川	12	0
	愛媛	21	0
	高知	6	0
	計	46	0
3年度	徳島	9	0
	香川	6	0
	愛媛	8	0
	高知	5	0
	計	28	0
4年度	徳島	6	0
	香川	16	1
	愛媛	12	0
	高知	9	0
	計	43	1

○柔道整復師の指導状況

(単位:件)

年度	県別	集団指導	個別指導
2年度	徳島	16	0
	香川	10	0
	愛媛	26	0
	高知	6	0
	計	58	0
3年度	徳島	11	0
	香川	15	0
	愛媛	14	0
	高知	7	0
	計	47	0
4年度	徳島	9	0
	香川	10	0
	愛媛	21	0
	高知	4	0
	計	44	0

○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況

(単位:件)

年度	県別	集団指導	個別指導
2年度	徳島	126	0
	香川	97	0
	愛媛	120	0
	高知	30	0
	計	373	0
3年度	徳島	13	0
	香川	38	0
	愛媛	29	0
	高知	11	0
	計	91	0
4年度	徳島	8	0
	香川	14	0
	愛媛	16	0
	高知	2	0
	計	40	0

○施設基準等の調査状況

(単位:件)

年度	県別	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
2年度	徳島	0	0	0	0
	香川	1	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0
	高知	0	0	0	0
	計	1	0	0	0
3年度	徳島	0	0	0	0
	香川	1	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0
	高知	4	0	0	0
	計	5	0	0	0
4年度	徳島	50	0	0	0
	香川	39	0	0	0
	愛媛	50	0	0	0
	高知	42	1	0	0
	計	181	1	0	0

○保険医療機関等の指定及び保険医等の登録状況

■保険医療機関等の指定状況 (単位:件)

年度	県別	医科	歯科	薬局
2年度	徳島	710	452	382
	香川	788	496	527
	愛媛	1,147	701	585
	高知	551	366	379
	計	3,196	2,015	1,873
3年度	徳島	703	447	383
	香川	780	499	521
	愛媛	1,136	693	608
	高知	542	363	385
	計	3,161	2,002	1,897
4年度	徳島	684	438	381
	香川	774	499	523
	愛媛	1,119	681	614
	高知	532	358	385
	計	3,109	1,976	1,903

■指定訪問看護事業者の指定状況

年度	県別	件数
2年度	徳島	98
	香川	118
	愛媛	186
	高知	82
	計	484
3年度	徳島	100
	香川	128
	愛媛	191
	高知	87
	計	506
4年度	徳島	111
	香川	137
	愛媛	206
	高知	94
	計	548

■保険医等の登録状況

(単位:件)

年度	県別	医師	歯科医師	薬剤師
2年度	徳島	3,319	992	2,445
	香川	3,580	880	2,872
	愛媛	4,914	1,093	3,140
	高知	2,860	598	2,257
	計	14,673	3,563	10,714
3年度	徳島	3,336	1,004	2,487
	香川	3,602	891	2,913
	愛媛	4,986	1,090	3,237
	高知	2,916	609	2,311
	計	14,840	3,594	10,948
4年度	徳島	3,365	1,017	2,526
	香川	3,632	882	2,972
	愛媛	5,071	1,094	3,299
	高知	2,967	612	2,376
	計	15,035	3,605	11,173

■柔道整復師(施術所)の申出状況

年度	県別	件数
2年度	徳島	300
	香川	407
	愛媛	375
	高知	210
	計	1,292
3年度	徳島	309
	香川	400
	愛媛	376
	高知	206
	計	1,291
4年度	徳島	309
	香川	393
	愛媛	381
	高知	202
	計	1,285

■はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師(施術所)の申出状況

年度	県別	件数
2年度	徳島	143
	香川	252
	愛媛	318
	高知	113
	計	826
3年度	徳島	139
	香川	263
	愛媛	330
	高知	115
	計	847
4年度	徳島	143
	香川	263
	愛媛	340
	高知	117
	計	863

【社会保険審査官室】

○審査請求取扱状況

(単位:件)

年度	制度	受付状況			処理状況						翌年度 繰越し
		前年度 繰越し	受付	計	取下げ	移送	決定状況			計	
							却下	容認	棄却		
令和2	健 康 保 険	2	8	10	0	0	1	0	8	9	1
	船 員 保 険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険	15	35	50	5	1	2	1	30	39	11
	国 民 年 金	18	50	68	7	0	2	0	45	54	14
	合 計	35	93	128	12	1	5	1	83	102	26
3	健 康 保 険	1	8	9	0	2	0	1	6	9	0
	船 員 保 険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険	11	110	121	3	0	4	0	106	113	8
	国 民 年 金	14	31	45	3	0	5	0	32	40	5
	合 計	26	149	175	6	2	9	1	144	162	13
4	健 康 保 険	0	8	8	1	1	0	0	6	8	0
	船 員 保 険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険	8	45	53	3	1	7	3	23	37	16
	国 民 年 金	5	35	40	3	1	1	0	24	29	11
	合 計	13	88	101	7	3	8	3	53	74	27

【麻薬取締部】

○不正薬物の取締状況

年	検挙件数	検挙人員
2年	57	61
3年	29	33
4年	24	19

○許認可件数状況

年	麻薬関係	向精神薬関係	麻薬向精神薬 原料関係	覚醒剤・ 大麻関係	けし	計
2年	22	6	4	0	1	33
3年	34	16	2	0	1	53
4年	28	2	3	6	1	40

○立入検査状況

(単位:件)

年	麻薬関係	向精神薬関係	覚せい剤関係	計
2年	41	38	20	99
3年	3	0	0	3
4年	1	0	0	1

○薬物乱用防止教室等講演状況

年	講演回数	受講者数
2年	15	2,834
3年	12	2,682
4年	20	3,086

2 管内の主な関係法人・団体

- | | |
|---------|---|
| 【健康福祉課】 | ○養成施設・学校一覧
【栄養士・管理栄養士】
【社会福祉士】
【介護福祉士】
【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】 |
| 【保険年金課】 | ○健康保険組合一覧
○全国健康保険協会支部一覧 |
| 【管理課】 | ○国民健康保険団体連合会一覧
○後期高齢者医療広域連合一覧
○社会保険診療報酬支払基金支部一覧 |
| 【医療課】 | ○特定機能病院一覧 |

○養成施設・学校一覧

【栄養士・管理栄養士】

(令和5年3月末現在)

番号	県名	名 称	設 置 者	栄養士		管理栄養士	
				入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
[管理栄養士]							
1	徳島県	徳島大学医学部医科栄養学科	国立大学法人 徳島大学			50	4
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	(学)村崎学園			90	4
3	徳島県	四国大学生生活科学部健康栄養学科	(学)四国大学			70	4
4	高知県	高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科	高知県公立大学法人			40	4
5	高知県	高知学園大学健康科学部管理栄養学科	(学)高知学園			70	4
[栄養士]							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科食物栄養専攻	(学)四国大学	35	2		
2	徳島県	徳島文理大学短期大学部 生活科学科食物専攻	(学)村崎学園	40	2		
3	香川県	香川短期大学 生活文化学科食物栄養専攻	(学)尽誠学園	50	2		
4	愛媛県	今治明德短期大学 ライフデザイン学科食物栄養コース	(学)今治明德学園	30	2		
5	愛媛県	松山東雲短期大学 食物栄養学科	(学)松山東雲学園	80	2		

【社会福祉士】(科目等確認大学)

※ 「科目等確認大学」とは、社会福祉に関する科目を定める省令の規定に基づき、開講科目（実習演習科目）について、諸要件を満たしていることを確認した大学等です。

(令和5年3月末現在)

番号	県名	名 称	設 置 者	入 学 定 員	修 業 年 限
				昼 間	
1	徳島県	徳島文理大学保健福祉学部人間福祉学科	(学)村崎学園	30	4
2	徳島県	徳島大学歯学部口腔保健学科	国立大学法人 徳島大学	15	4
3	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科	(学)四国学院	80	4
4	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科社会福祉士コース	(学)河原学園	15	3
5	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科精神保健福祉士コース		15	3
6	愛媛県	松山大学人文学部社会学科社会福祉士課程	(学)松山大学	26	4
7	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科	(学)聖カタリナ学園	60	4
8	愛媛県	松山東雲女子大学人文学部心理子ども学科	(学)松山東雲学園	60	4
9	高知県	龍馬看護ふくし専門学校福祉保育学科社会福祉士受験資格取得コース	(学)龍馬学園	20	3
10	高知県	高知福祉専門学校社会福祉学科	(学)すみれ学園	40	3
11	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科	高知県公立大学法人	70	4

【介護福祉士】(福祉系高校含む)

(令和5年3月末現在)

番号	県名	名 称	設 置 者	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間		夜 間	
[養成学校]							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科介護福祉専攻	(学)四国大学	35	2		
2	愛媛県	今治明德短期大学 ライフデザイン学科介護福祉コース	(学)今治明德学園	40	2		
3	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 社会福祉学科	(学)聖カタリナ学園	20	4		
4	高知県	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科介護福祉課程	高知県公立大学法人	30	4		
[福祉系高校]							
1	徳島県	小松島西高等学校福祉科	徳島県	30	3		
2	香川県	高松南高等学校福祉科	香川県	30	3		
3	愛媛県	松山学院高等学校福祉科	(学)松山学院	40	3		
4	愛媛県	川之石高等学校総合学科・福祉サービス系列	愛媛県	25	3		

【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

(令和5年3月末現在)

番号	県名	学 校 名	設 置 者	あんま、はり、きゅう			
				入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間		夜 間	
1	香川県	四国医療専門学校鍼灸マッサージ学科	(学)大麻学園	30	3		

○健康保険組合一覧

(令和5年3月末現在)

組 合 名 称	郵便番号	所 在 地
阿波銀行健康保険組合	770-0901	徳島市西船場町2-24-1
大塚製薬健康保険組合	771-0284	板野郡北島町高房字居内1-1
徳島大正銀行健康保険組合	770-0931	徳島市富田浜1-16
四国電力健康保険組合	760-0033	高松市丸の内2-5
百十四銀行健康保険組合	760-0050	高松市亀井町5-1
大倉工業健康保険組合	763-8508	丸亀市中津町1515
神島化学健康保険組合	769-1103	三豊市詫間町香田80
四電工健康保険組合	761-8565	高松市花ノ宮町2-3-9
タダノ健康保険組合	761-0185	高松市新田町甲34
香川銀行健康保険組合	760-8576	高松市亀井町6-1
四国地区信用金庫健康保険組合	760-0027	高松市紺屋町2-6
いよぎんグループ健康保険組合	790-0003	松山市三番町4-12-1
住友共同電力健康保険組合	792-0002	新居浜市磯浦町16-5
愛媛銀行健康保険組合	790-0874	松山市南持田町27-1
井関農機健康保険組合	799-2692	松山市馬木町700
大王製紙健康保険組合	799-0403	四国中央市三島朝日2-12-45
来島どっく健康保険組合	799-2203	今治市大西町新町甲945
帝人グループ健康保険組合	791-8530	松山市北吉田町77
三浦グループ健康保険組合	799-2696	松山市堀江町7
四国銀行健康保険組合	780-0833	高知市南はりまや町1-1-1
高知銀行健康保険組合	780-0834	高知市堺町2-24
キタムラ健康保険組合	780-0870	高知市本町4-1-16
近森会健康保険組合	780-0056	高知市北本町1-1-28 近森病院管理棟2階

○全国健康保険協会 支部一覧

(令和5年3月末現在)

協 会 支 部 名 称	郵便番号	所 在 地
全国健康保険協会 徳島支部	770-8541	徳島市八百屋町2丁目11 ニッセイ徳島ビル7階
全国健康保険協会 香川支部	760-8564	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
全国健康保険協会 愛媛支部	790-8546	松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階
全国健康保険協会 高知支部	780-8501	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル6階

○国民健康保険団体連合会一覧

(令和5年3月末現在)

県名	名称	所在地
徳島県	徳島県国民健康保険団体連合会	徳島市川内町平石若松78-1
香川県	香川県国民健康保険団体連合会	高松市福岡町2-3-2
愛媛県	愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101-1
高知県	高知県国民健康保険団体連合会	高知市丸ノ内2-6-5

○後期高齢者医療広域連合一覧

(令和5年3月末現在)

県名	名称	所在地
徳島県	徳島県後期高齢者医療広域連合	徳島市川内町平石若松78-1
香川県	香川県後期高齢者医療広域連合	高松市福岡町2-3-2
愛媛県	愛媛県後期高齢者医療広域連合	松山市北条辻6番地
高知県	高知県後期高齢者医療広域連合	高知市丸ノ内2-4-1

○社会保険診療報酬支払基金支部一覧

(令和5年3月末現在)

県名	支部名	所在地
徳島県	社会保険診療報酬支払基金徳島支部	徳島市末広2-1-25
香川県	社会保険診療報酬支払基金香川支部	高松市朝日町2-17-3
愛媛県	社会保険診療報酬支払基金愛媛支部	松山市六軒家町2-13
高知県	社会保険診療報酬支払基金高知支部	高知市神田593

○特定機能病院一覧

(令和5年3月末現在)

県名	施 設 名	開 設 者	所 在 地	医療法許可病床数					
				精神	感染	結核	療養	一般	総数
徳島県	徳島大学病院	国立大学法人	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	41	8			643	692
香川県	香川大学医学部附属病院	国立大学法人	木田郡三木町大字池戸1750番地1	26				587	613
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	国立大学法人	東温市志津川454	40	2			602	644
高知県	高知大学医学部附属病院	国立大学法人	南国市岡豊町小蓮185番地1	30				583	613
計	4施設	—	—	137	10	0	0	2,415	2,562